

## 国内経済要録

- (2) 期間 25年(最終償還期日 1988年12月31日)  
 (3) 発行価格 100ポンドにつき 96ポンド  
 (4) 応募者利回り 6.32%

### ◇郵便貯金法の一部改正

郵便貯金法の一部を改正する法律は、8月10日施行された。今回の改正のおもな点は、機動的な利率変更ができるようにするために、従来郵便貯金法で定められていた郵便貯金の利率を、郵政大臣が一般の金融機関の預金利率との関係などを考慮し、郵政審議会に諮問のうえ、政令で定めることとしたことである。

なお、法律施行後新たに利率決定の政令が制定されるまでは、従来の利率が適用されることとなっている。

### ◇米ドル建輸入ユーナンス金利の改定

本邦側甲種外国為替銀行は、米国における一流銀行引受手形(BA)レートが、8月8日から1%引き上げられ3% (90日物)となったのに伴い、米ドル建輸入ユーナンス金利をこれにスライドして一律年利1%引き上げ、8月12日から実施した。新金利は次のとおり。

	一般	サービス
3か月物%つき 輸入ユーナンス金利	年利 6.25%以上	年利 6.0%以上
3か月物%なし 輸入ユーナンス金利	〃 6.5	〃 6.125 〃
4か月物は3か月物の各1%高		

### ◇英貨公債の発行

政府は、本年12月31日満期となる明治32年発行日本政府第1回四分利付英貨公債5,531千ポンドの償還などのため、英貨公債5百万ポンドを、次の条件により、ロンドン市場において8月15日に発行した。

(1) 表面利率 年6%

### ◇日豪通商協定の調印

政府は、8月5日東京において、日豪新通商協定に調印した。従来の協定に比して改定されたおもな点は次のとおり。①両国はガット関係に基づく最惠国待遇を与え合う(豪州は翌6日、ガット事務局に対して、対日ガット35条援用の撤回を通告した)、②市場混乱の場合に発動できるセーフガード(緊急輸入制限権)を廃止する、③有効期間は3年とし、その後は廃棄通告がない限り自動的に延長する。

### ◇日米綿製品取決めの調印

政府は、8月27日ワシントンにおいて、日米綿製品取決めに調印した。これは、国際綿製品長期取決め第4条に基づく2国間協定で、1963年から3年間にわたり、わが国の対米綿製品輸出を規制する。1963年の輸出総額は、前年実績並み(綿布換算287.5百万平方ヤード)であるが、64年はその3%増、65年は64年の5%増と漸増方式がとられている。このほか、コール天製品の生地別規制輸出の四半期別平準化など、若干の規制強化が加わった。

### ◇輸入の一部自由化

政府は、わが国の自発的な自由化促進の意欲を表明するため、予定を繰り上げて8月31日以降、粗糖、ガラス製品、蓄電池など合計35品目の輸入の自由化を実施した。

この結果、残存輸入制限品目は192品目(おもなものは、酪農製品、石炭、重油など石油製品、乗用車など)となり、自由化率はウェイトの高い粗糖(3.3%)が加わったため、従来の88.7%から92.4%と大きく上昇した。